

## 1 はじめに

### (1) 策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、同法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させるため、同法第1条の4第1項に定める町長と教育委員会で講成する「吉富町総合教育会議」において協議、調整を経て策定するものです。

### (2) 位置付け・実施体制

この「吉富町教育大綱」は、吉富町が誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまちになるよう、本町の教育の総合的な方針として策定するものです。ここに掲げた方針に従い、本町の教育を進めていくこととし、実施にあたっては、今後も町長部局と教育委員会とが連携して、「吉富町総合計画」及び「吉富町の教育施策」に掲げた施策を着実に推進するとともに、近年の様々な教育課題や社会情勢にも迅速に対応することとします。

### (3) 実施期間

この大綱は、平成27年度から平成30年度までの4年間を実施期間とします。ただし、近年の目まぐるしい社会経済情勢・教育を取り巻く環境の変動や変化に即応するため、総合教育会議において協議、調整を行い必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

## 2 基本目標と基本方針

誇りと絆を育むまちの実現のためには、子どもも大人も互いに尊重し、それぞれの個性を認めつつ、共に学ぶことが大切で、そのための環境づくりは欠かすことができません。家庭、地域の方々と連携しながら、「誇りと絆を育むまち」の実現に向け、以下の基本目標を掲げ、5つの基本方針に沿って取り組んでいくこととします。

### 基本目標

#### ひとりひとりが輝くまち

～「生涯を通じて学びつづけるまち・吉富町」の実現をめざして～

### 【基本方針】

#### 方針1

#### 学校、家庭、地域が一体となった教育の推進

学校では、「確かな学力の定着」「豊かな心」「健やかな体」を基本に、子どもたち一人ひとりが発達に応じた学習を安心してできるよう環境の充実を図ります。また、社会情勢の変化により家庭のあり方も変化してきている現状を考慮し、家庭、地域社会と連携し、地域住民との世代間交流や体験活動を行なながら町全体での学校、家庭、地域が一体となった教育を推進します。

#### 方針2

#### スポーツや芸術に親しむまちづくりの推進

いつでもだれでも自主的・自発的な学習やスポーツ活動に親しむことができるよう、生涯学習やスポーツの場の提供を行うとともに、様々な活動によって得た成果を地域社会やまちづくり活動などに活かせる仕組みづくりに取り組みます。また、いつでもどんな時でも心豊かな生活が送りつけられるよう、芸術を身近に親しむ機会を提供していきます。

#### 方針3

#### 歴史や文化を大切にするまちづくりの推進

町に数多くある貴重な文化財の保存を確実に行なうとともに、子どもや若者にも町で培われてきた歴史や文化を大切に思う気持ちを育んでいくため、住民との協働のもと「ふるさと吉富町」を知る活動を推進します。

#### 方針4

#### ひとりひとりが尊重されるまちづくりの推進

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、学校、地域、家庭とあらゆる場面において、お互いがお互いを認め、尊重できるよう学校教育、社会教育、家庭教育とあらゆる機会を通じ人権問題を正しく理解し、認識できるよう、教育・啓発を進めます。

#### 方針5

#### グローバル社会を生きる子ども達への教育の推進

国際化・情報化社会が急速に進む中、子ども達は外国語の習得はもちろんのこと、日本のみならず世界を視野に入れた考え方・判断が求められるようになります。そこで、本町ではまず、外国の文化や習慣を理解し、臆することなくどんな場面においても自分の考えが言えるよう就学前からの外国語活動を推進していきます。

平成28年2月18日策定

吉富町長 今富 壽一郎